例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

ハ　原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

ニ　特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該認定発電設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

2　二の第三条第二項第二号に掲げる場所である高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社が管理するサービスエリア又はパーキングエリア（以下この条において「サービスエリア等」という。）から成る第三条第二項第三号に掲げる一の需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備が設置されている場合にあっては、当該電気自動車専用急速充電設備（当該電気自動車専用急速充電設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この条において「特別需要場所」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、当該電気自動車専用急速充電設備の設置に際し、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があったときは、同項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一　特別需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特別需要場所以外のサービスエリア等への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

二　サービスエリア等における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

三　特別需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

3　前二項（第一項第二号を除く。）の規定の適用については、一の電気自動車専用急速充電設備に併設された設備であって、次の各号のいずれにも該当するものは、当該電気自動車専用急速充電設備と合わせて一の電気自動車専用急速充電設備とみなす。

一　電気自動車に搭載された蓄電池に充電することができる設備（相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができるものを除く。）であること。

二　第一項第一号イからハまでに掲げる要件を満たすこと。

4　第三条第二項の規定にかかわらず、第一項の場合においては原需要場所から特例需要場所を除いた場所を、前項の場合においては二のサービスエリア等から成る同条第二項第三号に掲げる一の需要場所から特別需要場所を除いた場所を、それぞれ一の需要場所とみなす。

第十七条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

第十八条　［略］

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。